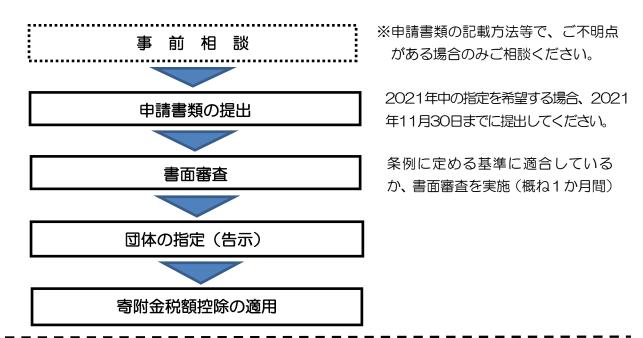
大阪府への申請フロー

■「市民公益税制」(3号指定)に係る申請の流れ



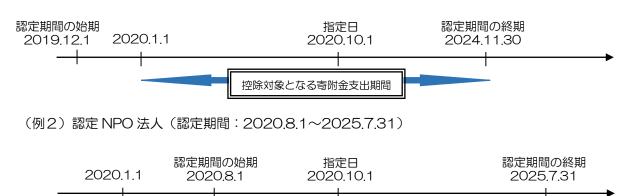
■税額控除の対象となる寄附金の支出の期間

原則、「指定日の属する年の1月1日~指定日から5年を経過した日」となります。

ただし、認定 NPO 法人等、学校法人、公益社団法人、公益財団法人については、<u>所得税の控</u>除対象となった日以降から税額控除の対象となります。

また、<u>あらかじめ指定の要件に該当しなくなることが予定されている場合は、その日まで</u>が税額控除の対象となります。

(例1)認定 NPO 法人(認定期間:2019.12.1~2024.11.30)



■条例指定後、団体にご協力いただくこと

- (1) 寄附者に受領証明書を発行
- (2) 寄附金控除を希望する寄附者に申告の手続きについてお知らせ
- (3) 寄附者が円滑に税額控除を受けられるよう、大阪府及び市町村へ氏名等の個人情報提供可否の確認

控除対象となる寄附金支出期間

(4) 大阪府へ寄附者名簿を提出 ※ただし、(3)でご確認いただいた個人情報の提供を了解した寄附者のみ